

標 題：

1998年7月1日に発効する
改正 SOLAS 第三章の概要について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 232

Date : 平成9年10月28日

関係船主・造船所各位

現行の SOLAS 第三章は、救命設備の搭載要件を改正 SOLAS 第三章(改正決議 MSC.47(66))として、また同設備の国際基準を LSA コード(採択決議 MSC.48(66))として、改正・採択され、1998年7月1日に発効することは、既に、本会のテクニカルインフォメーション No. 228 等にてお知らせしたとおりです。

改正 SOLAS 第三章及び LSA コードに定める要件は、1998年7月1日以降建造される船舶に適用されます。また、一部は、1998年7月1日前に建造された船舶を含む全ての船舶に遡及適用されます。

今後貨物船の建造を計画される場合の参考として、搭載要件について定めた改正 SOLAS 第三章に定める要件の中で、改正された要件の概要を添付の通りお知らせいたします。なお、これらの要件を含み、改正第三章に定める要件の詳細については、改正 SOLAS 第三章本文を参照してください。

以上

添付 SOLAS 第三章改正要件の概要

お問い合わせ : 材料機装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

96 SOLAS

SOLAS 第 III 章改正要件の概要

注記において、新船とは「1998年7月1日以降建造された船舶」をいい、「全ての船舶」とは「1998年7月1日前及び以降に建造された船舶」をいう。

なお、以下の表には、Ro-Ro 旅客船を含む旅客船に適用される搭載要件は含まれていない。

規則番号	改正要件概要	注記
定義		
3.13	最小航海状態とは、貨物を積載せず、10%の備品と燃料油を残し、イーブンキールになっている船舶における積付け状態をいう。	新設。 新船に適用。
3.18	救助艇の回収時間とは、乗艇者が船舶の甲板へ降りることができる位置に艇を引き上げるのに必要な時間をいう。回収時間には、艇上で回収準備に要する時間と艇を引き上げるに要する時間を含むものとし、艇を回収するために進水装置を下降させるに要する時間は含めない。	新設。 新船に適用。
無線救命設備		
6.2.1	双方向 VHF 無線電話設備は、IMO 総会決議 A.809(19)に定める性能要件を満たすものであること。但し、1992年2月1日前に搭載された双方向 VHF 無線電話設備は、主管庁の承認を条件に、1999年2月1日までは認められることがある。	全ての船舶に適用。
6.2.2	レーダー・トランスポンダーは、IMO 総会決議 A.802(19)に定める性能基準を満たすものであること。	全ての船舶に適用。
6.2.2	2以上のレーダー・トランスポンダーを自由降下進水式救命艇を搭載している船舶に備えている場合、1のレーダー・トランスポンダーを自由降下進水式救命艇内に、他のレーダー・トランスポンダーを、本船上で使用し、他のいかなる生存艇にも容易に移動することができるよう、船橋付近に備えること。	全ての船舶に適用。
船上通信及び警報装置		
6.4.2	一般非常警報装置が作動したとき娯楽音響系統は自動的に切れること。	新設。 新船に適用。
個人用救命設備		
7.2.1	当直者用の救命胴衣は、船橋、機関制御室及び他の当直場所に備えること。	新設。 新船に適用。

規則番号	改正要件概要	注記
7.2.3	自由降下進水式救命艇を除く全閉型救命艇に搭載される救命胴衣は、救命艇内に於ける座席ベルトの操作を含み、救命艇への乗り込み及び着席を妨げてはならない。	新設。
7.2.4	自由降下進水式救命艇用の救命胴衣並びに救命胴衣の持ち込み及び着用方法は、救命艇への乗り込み、乗艇者の安全、或いは救命艇の操作を妨げてはならない。	新船に適用。
7.3	救助艇の要員として割り当てられた全ての乗組員にイマーシオン・スーツ或いは耐暴露服を備えること。	一部変更。 新船に適用。
非常配置表及び非常時の指示		
8.3	非常配置表及び非常時の指示は、船橋、機関室及び乗組員の居住区域を含む船内全域の目に付きやすい場所に掲示すること。	一部変更。 新船に適用。
救命用の端艇及びいかだへの召集及び乗艇装置		
11.2	召集場所は、少なくとも、一人当たり0.35 m ² とする。	新設。 新船に適用。
11.6	ダビット進水式及び自由降下進水式の救命用の端艇及びいかだの召集場所及び乗艇場所は、担架を救命用の端艇及びいかだに搬入することができるよう配置すること。	一部変更。 新船に適用。
11.7	乗艇場所、又は2の隣接する乗艇場所に備える乗艇用はしごは、船舶が10度まで縦傾斜しかつ20度まで横傾斜している不利な状態で、甲板から最小航海状態における喫水線まで到達する長さを有すること。	一部変更。 新船に適用。
救命用の端艇及びいかだの積み付け		
13.1.2	乗艇場所にある救命用の端艇及びいかだ(投下進水式を除く)は、満載状態にある船舶が10度まで縦傾斜しかつ20度又は船舶の暴露甲板の端が水に没する角度のいずれか小さい方の角度まで横傾斜している不利な状態で、喫水線上2m以上のところにあるように積み付けること。	一部変更。 新船に適用。
13.1.5	タンカーの救命用の端艇及びいかだ(追加の救命いかだを除く)は、貨物タンク、スロップタンク、又は他の爆発性或いは危険性のある貨物を積載するタンクの上又は上方に積み付けてはならない。	新設。 新船に適用。
救命用の端艇及びいかだの進水装置及び揚収装置		
16.1.4	総乗船者数の200%を超え、10度まで縦傾斜しかつ20度まで横傾斜した不利な状態で積み付け位置から直接進水	一部変更。 新船に適用。

規則番号	改正要件概要	注記
	するよう積み付けられた救命用の端艇及びいかだは、進水装置及び乗艇装置を必要としない。	
16.2	保守のために離脱装置を開放するため、救命艇を hang-off するための措置を講じる。	新設。 新船に適用。
16.6	吊り索は、最小航海状態にある船舶が10度まで縦傾斜しかつ20度まで横傾斜した不利な状態で、救命用の端艇及びいかだが海面に到達するに十分な長さとする。	一部変更。 新船に適用。
救助艇の乗艇装置、進水装置及び揚収装置		
17.4	艀装品及び人を満載した救助艇の回収時間は、穏やかな海象 (moderate sea conditions) のもとで、5分を超えてはならない。	新設。 新船に適用。
17.5	救助艇の乗艇・揚収装置は、担架を安全かつ効率的に扱えることができること。重量滑車が危険となる場合、荒天用回収ストラップ (foul weather recovery strops) を設けること。	新設。 新船に適用。
非常時のための訓練及び操練		
19.2.1	非常時任務を割り当てられた乗組員は、航海の開始前に、その任務について習熟していること。	新設。 全ての船舶に適用。
19.3.1	操練は、実行可能な限り、非常事態が実際に発生しているとして行うこと。	新設。 全ての船舶に適用。
19.3.2	大改造後の最初の航海に従事するとき、或いは新しい乗組員が乗船した時、出航前に操練を行うこと。	新設。 全ての船舶に適用。
19.3.3	自由降下進水式救命艇は、自由降下進水することができない場合、指名された乗組員が、6ヶ月毎に、自由降下進水し海上で運転することを条件に、自由降下進水でなく海面に降下させることができる。これが実行可能でない場合、主管庁は、6ヶ月を超えない間隔で、模擬自由降下進水 (simulated launching) が行われることを条件に、これを12ヶ月まで延長することができる。	新設。 全ての船舶に適用。
19.3.4	防火操練には、通風システムの出入り口の点検を含む。	新設。 全ての船舶に適用。
19.4.1	消火装置、救命設備の使用、及び海上に於ける生存に関する教育は、操練と同じ間隔で行う。	新設。 全ての船舶に適用。
操作の準備、保守及び点検		
20.4.2	(つり索の保守に関連し) 主管庁は、つり索の両端の「入替	新設。

規則番号	改正要件概要	注記
	え」に代え、つり索を定期的に点検し、劣化により、或いは4年を超えない間隔のいずれか早い間隔で新替することを認めることができる。	全ての船舶に適用。
20.6.2	(救命艇及び救助艇の機関が3分間以上前後進運転される場合)その試験中、減速装置及びその系統が十分に連結されていることを確認する。救助艇に取り付けられた船外機 の特性から、プロペラを没水せずに、3分間の運転を行うことができない場合、製造者の説明書に記載されている時間運転する。	新設。 全ての船舶に適用。
20.10	救命設備用のコンテナ、ブラケット、架台及びその他類似の積み付け場所には、当該場所に積み付けられた設備を示す IMO 総会決議 A.760(18)に定めるシンボルを標示すること。1を超える設備が積み付けられている場合、設備の数を示すこと。	新設。 全ての船舶に適用。
20.11	進水装置は、船上保守のための手引書に従った間隔で整備を受け、5年を超えない間隔で詳細な検査を受け、詳細な検査終了後、ウインチの制動試験を受けること。	新設。 全ての船舶に適用。
20.11	救命艇の負荷離脱装置は、船上保守のための手引書に従った間隔で整備を受け、定期的な検査の時期に装置に詳しく訓練された人による詳細な点検を受け、離脱装置が開放されたときは、艀装品と定員を満載した救命艇の質量の1.1 倍の荷重で作動試験を受けること。離脱装置の開放は、少なくとも、5年に1回実施すること。	新設。 全ての船舶に適用。
生存用の端艇及び救命いかだ		
31.1.1 31.1.3	救命いかだは、開放甲板上を同一のレベルで一方の舷から反対の舷まで容易に移動することができる位置に積み付けること。	一部変更。 新船に適用。
31.1.4	船首先端或いは船尾先端から最も近い位置に積み付けられている救命用の端艇及びいかだの最も近接した位置までの距離が100mを超える場合、追加の救命いかだを積み付けること。	一部変更。 新船に適用。
31.3	1986年7月1日前に建造された船舶は、救命艇に加え、いずれの舷に於いても進水することができる総乗船者を収容するに十分な救命いかだと、船首先端或いは船尾先端から最も近い位置に積み付けられている救命用の端艇及びい	一部変更。 左記船舶に適用。

規則番号	改正要件概要	注記
	かだの最も近接した位置までの距離が100mを超える場合は、追加の救命いかだを積み付けること。	
個人用救命設備		
32.2.3	1998年7月1日前に取り付けられ LSA コードに適合していない胴衣灯に対し、主管庁は、胴衣灯が通常取り替えられるか、或いは2001年7月1日以降の最初の定期的検査のいずれか早い時期までその使用を認めることがある。	新設。 左記船舶に適用。
非常配置表及び非常時の指示		
37.1	非常配置表には、船内通報装置に関する詳細も含むこと。	一部変更。 新船に適用。

VOID